

2月8日、韓国の金成珍（キム・ソンジン）海洋水産部長官から表敬訪問を受けました。
写真は、日本海の暫定水域における資源管理の問題等について意見交換を行う松岡農林水産大臣。

CONTENTS

特集！「2006年末～2007年始に行われた漁業交渉結果」

日口漁業委員会第23回会議の結果について	2
資源管理部国際課ロシア班	
第9回日韓漁業共同委員会の結果等について	4
資源管理部国際課北東アジア班	
第8回日中漁業共同委員会の結果について	6
資源管理部国際課中国班	
回遊魚	7
瀬戸内海漁業調整事務所長 堤 眞治	
平成19年1月分のプレスリリース	8

日ロ漁業委員会第 23 回会議の結果について

資源管理部国際課ロシア班

昨年 12 月 4 日から 12 月 14 日までの間、東京において「日ロ漁業委員会第 23 回会議」（いわゆる「日ロ地先沖合漁業協議」）が開催され、2007 年における日ロ双方の漁船による相手国 200 海里水域での操業条件等に関する協議が行われました。日本からは政府代表の山下潤・水産庁資源管理部長をはじめ、水産庁、外務省、北海道庁、業界関係者が、ロシア連邦からはイズマイロフ・ロシア連邦農業省次官のほか、農業省漁業局、連邦漁業庁、連邦保安庁国境警備局、外務省等の関係者が出席しました。



日ロ漁業委員会第 23 回会議（2006.12.4～14 於：東京）

この委員会は、旧ソ連時代の 1984 年に締結された「日ソ地先沖合漁業協定」に基づいて設置されているもので、旧ソ連が崩壊した後は、そのままロシア連邦に継承されています。例年 12 月に会議が開催され、主に①相互性に基づきロシア 200 海里水域において操業する両国の漁船の操業条件、②有償の条件によりロシア 200 海里水域において操業する日本漁船の操業条件など、両国の漁業関係を巡る諸問題について協議が行われます。

ロシア側は、近年、自国水域における外国漁船に対する取締りを強化する傾向にあり、日本漁船に対しても、2000 年から VMS（船舶位置情報自動伝

達管理装置）搭載を、2001 年からはロシア人公務員の乗船を新たに義務付けました。また、近年、ロシア極東水域の底魚資源水準が下降又は低位安定傾向にあることや、2003 年には、新たな漁業政策を策定し、自国水域資源の自国漁船による漁獲の増大を図るとともに、輸出や自国内における加工の促進などにより、自国水産業の振興を進める方針を示しています。このような厳しい状況の下、今後とも我が国への漁獲割当を確保して我が国漁業者の安定した操業を図ることが重要な課題となっています。

このような中、12 月 4 日から始まった交渉では、両国代表団により 11 日間にわたる活発な議論が行われ、12 月 14 日に合意に達しました。

2007 年のロシア 200 海里水域における日本漁船の漁獲割当量は、相互入漁分については前年から 30 トン増の 51,297 トン、有償入漁分については、漁獲割当量は前年から 409 トン減の 6,024 トンといった内容で合意されました。また、相互入漁に係る協力費については、前年同の 355 万ドル、有償入漁の見返金については、前年から 1,570 万円減の 2 億 3,080 万円で合意されました。

一方、日本 200 海里水域におけるロシア漁船の漁獲割当量については、ロシア水域における日本に対する割当と同量の 51,297 トンとなりました。

今回の協議結果のポイントとして、次のような点が挙げられます。

- ① ロシア側は、マダラ、スケトウダラ、ホッケ、メヌケ、キチジ、カレイ等の底魚の資源状態が悪いとし、特に我が国漁業者にとっても関心の高いマダラ及びホッケについて、TAC（総漁獲割当量）を大幅に引き下げるとの意向を示す一方で、これ

らの魚種は、ロシア国内の漁業者にとって重要であり、漁獲割当量に対する消化率も高いことから、ロシア水域における日本漁船の漁獲割当量の削減を強く主張した。しかしながら、日本側の粘り強い交渉の結果、ホッケ、カスベについては、前年を下回る漁獲割当量となったものの、スケトウダラ、マダラ等の魚種については前年同様の漁獲割当量を確保することができた。

- ② II-1及びII-1-1の操業水域における底びき網漁船に対して、イカ及びソコダラの漁獲割当量としてそれぞれ100トンの新設がなされた。
- ③ スケトウダラ等の西ベーリング水域における有償枠に関し、配分可能な漁獲割当量が生じた場合には、日本漁船への配分を最優先に検討し、追加的な協議を行うこととした。
- ④ 相互入漁に係る協力費について、昨年と同額とすることができた。

また、2005年に行われた日ロ漁業委員会第22回会議の結果に基づく2006年の操業は、ロシア側の内部手続の遅れから我が国漁船の出漁が遅延するという事態が発生しました。今回の協議では、日本側から、日本国の漁船に対する操業許可証の発給が早急に行われるよう、ロシア側に強く申し入れを行い、ロシア側も日本国の漁船が2007年1月1日から操業を開始することができるよう操業許可証を発給することを表明したところであり、2007年の我が国漁船によるロシア水域への出漁は遅延することなく出漁の運びとなりました。

ロシアでは、2004年に行われた大規模な行政改革により、漁業関係当局が3つの組織に分かれ、現在も、関係法令等の整備等が継続しているところです。また、資源状況に応じてTAC(総漁獲割当量)が設定されるなか、自国水産資源の自国漁船による漁獲の増大を掲げていることとのバランスにおいて、ロシア200海里水域における我が国漁船の

漁獲割当量は、予断しがたい状況にあります。このような中、今後とも、我が国の漁船がロシア水域において安定的に操業できるよう、引き続き最善の努力を傾注することとしています。

なお、今回の協議において、ロシア側から我が国漁船による違反操業について厳しい指摘がありました。違反操業の発生は、当該漁船の問題にとどまらず、漁業協議の帰すうに悪影響を及ぼし、ロシア200海里水域で操業する我が国漁船全体にかかわる問題にまで波及しかねません。また、ロシア国内においても、近年、密漁等による資源の悪化が大きな問題となっており、取締活動を強化するとともに、違反船に対しては厳しい処分を行っている状況にあります。

こうした状況を踏まえ、当該水域で操業する皆様におかれては、協定に基づく操業ルールを遵守し、安全操業に努めていただきたいと思います。

<表>平成19年の日ロ双方の相手国200海里水域における漁獲割当量

1. 日本国漁船のロシア200海里水域における漁獲割当量

(単位：トン)

	相互入漁	有償入漁
すけとうだら	4,704 (4,704)	3,000 (3,200)
かれい	48 (48)	450 (450)
めめけ	7 (7)	164* (173*)
まだら	537 (537)	190 (190)
さんま	35,500 (35,500)	— (—)
ほっけ・あいなめ類	223 (373)	320 (320)
いか	9,245 (9,145)	760 (960)
たこ	43 (43)	50 (50)
こまい	— (—)	1,000 (1,000)
かじか類	480 (480)	70 (70)
かすべ	310 (330)	20 (20)
そこだら	100	
かたくちいわし	100 (100)	
計	51,297 (51,267)	6,024 (6,433)

*：うちきちじは69トン、その他のめめけは95トン
(注) () 内は、平成18年の漁獲割当量

2. ロシア漁船の日本国200海里水域における漁獲割当量

(単位：トン)

い わ し 及 び さ ば	10,947 (11,067)
い と ひ き だ ら	27,350 (27,200)
さ ん ま	13,000 (13,000)
計	51,297 (51,267)

(注) () 内は、平成18年の漁獲割当量

第9回日韓漁業共同委員会の結果等について (両国漁獲枠の決定及び日本海の暫定水域における資源管理の推進)

資源管理部国際課北東アジア班

昨年12月23日、東京・水産庁において、第9回日韓漁業共同委員会（日本側政府代表：中前明水産庁次長、韓国側政府代表：沈好鎮海洋水産部次官補）が開催され、2007年（1月1日から12月31日まで）の日韓両国の排他的経済水域（EEZ）における両国漁船の相互入漁条件を両国政府に勧告しました。

日韓漁業共同委員会は、「漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定（通称：日韓漁業協定）」の規定に基づき毎年1回、日韓両国で交互に開催することを基本としており、同委員会には、下部機構として小委員会（日本側代表：山下潤水産庁資源管理部長、韓国側代表：金春善海洋水産部漁業資源局長）が設置されております。

小委員会は、昨年10月下旬から12月下旬にかけて、合計3回（第1回は東京、第2回は韓国ソウル、第3回は東京）開催され、その協議を通じて2007年の相互入漁条件等の調整が図られ、第9回日韓漁業共同委員会が開催される運びとなりました。両国政府は、同委員会の勧告を尊重して、本年1月1日からの両国漁船の操業を許可しました。

1 2007年の相互入漁条件

漁獲割当量の総量及び許可隻数は、2002年の相互入漁から日韓ともに等量・等隻で調整を図ることとされており、その原則に基づいて、日韓それぞれの2007年の漁獲割当量の総量は60,500トン、許可隻数は1,025隻となりました。総量については、2002年の第5回日韓漁業共同委員会において、「2003年は8万トン、2004年は7万トン水準、2007年に6万トン水準となるよう調整を図る」ことで意見の一致をみたことを受けて、

引き下げを行ったものです。

我が国EEZには、韓国のまき網、いか釣り、はえ縄など12の漁業種類について、入漁を認めるととなりました。

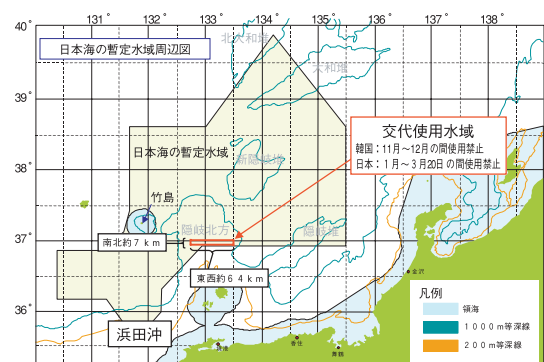
一方、韓国EEZには、日本の大中型まき網、以西底びき網、ひき縄など10の漁業種類について、入漁が認められることになりました。

また、2005年からスタートし、本年3年目を迎えた魚種別漁業種類別漁獲割当については、資源評価、漁業種類別の漁獲実績や操業実態等を勘案して、漁獲割当量を決定しました。

2 日本海の暫定水域における操業秩序及び資源管理

暫定水域は、日韓漁業協定第9条に規定されており、日韓両国は、日韓漁業共同委員会での協議を通じて、この水域における海洋生物資源の保存及び漁業種類別の漁船の最高操業隻数を含む適切な管理を行うこととなっています。しかしながら、韓国側は、日韓漁業協定発効以降、一貫して政府間協議で具体的な措置を検討することが困難との立場を維持し、民間漁業者団体間で協議すべきと主張してきました。

また、日本海の暫定水域周辺の我が国EEZでは、取締船の間隙を縫って韓国漁船が密漁漁具を設置する事件が頻発し、我が国漁船との間でトラブルも発



2007年の韓国漁船の日本EEZへの入漁(許可隻数、漁獲割当量)

漁業種類	許可隻数	漁獲割当量 (トン)	うちサンマ (トン)	うちマアジ	うちサバ類	うちマイワシ	うちスルメイカ	うちカレイ類	うちマダイ	うちタチウオ	うちその他	採捕所持禁止 魚種(共通)
合計	1,025	60,500	7,000	3,500	23,385	-	8,550	1,300	220	2,080	14,465	
1 さんま種受け網	23(5)	7,000	7,000	×	×	×	×	×	×	×	×	①、②
2 いか釣り	383	8,600	△	△	△	×	6,600	△	△	×	2,000	①、②
3 大型機船1そうびき底びき網	39(5)	566	その他	その他	その他	×	20	その他	28	その他	518	①、②
4 大型機船2そうびき底びき網												①、②
5 大型トロール												①、②
6 中型機船底びき網	20	2,997	その他	その他	その他	×	その他	1,300	100	その他	1,597	①、②
7 まき網	178	34,330	その他	3,500	23,385	△	1,930	×	その他	△	5,515	①、②
8 はえ縄	272	5,521	その他	その他	その他	×	その他	その他	その他	2,060	3,461	①、②
9 一本釣り	50	300	その他	その他	その他	×	その他	×	20	10	270	①、②
10 ふく釣り	50	1,114	その他	その他	その他	×	その他	×	72	×	1,042	①、②
11 たちうお釣り	9	67	その他	その他	その他	×	その他	×	その他	10	57	①、②
12 遠洋いか釣り	1	5	△	△	△	×	その他	△	△	×	5	①、②

(注) △: 目的採捕禁止

×: 採捕所持禁止

採捕所持禁止魚種: ①ズワイガニ、②スケトウダラ

さんま種受け網の()は附属船の隻数で内数、大型機船1そうびき底びき網・大型機船2そうびき底びき網・大型トロールの()は大型トロールの上限隻数

2007年の日本漁船の韓国EEZへの入漁(許可隻数、漁獲割当量)

漁業種類	許可隻数	漁獲割当量 (トン)	うちマアジ (トン)	うちサバ類	うちマイワシ	うちスルメイカ	うちカレイ類	うちマダイ	うちタチウオ	うちマアナゴ	うちその他	採捕禁止魚種
合計	1,025	60,500	3,000	37,814	-	3,150	40	78	50	50	16,318	
1 大中小型まき網	177(142)	50,410	3,000	37,814	△	1,500	×	その他	△	×	8,096	
2 以西底びき網 (?そうびき、1そうびき)	26(7)	3,849	その他	その他	×	220	その他	その他	50	50	3,529	
3 沖合底びき網	54	333	その他	その他	×	30	40	その他	その他	その他	263	
4 いか釣り	140	1,894	△	△	×	1,400	△	△	△	△	494	
5 はえ縄	103	667	その他	その他	×	その他	その他	65	その他	その他	602	
6 ひき縄	480	2,565	その他	その他	×	その他	×	5	×	その他	2,560	
7 かつお一本釣り	29	700	その他	その他	×	その他	×	その他	×	その他	700	
8 一本釣り	7	11	その他	その他	×	その他	×	2	×	その他	9	
9 かじき突棒	1	1	その他	その他	×	その他	×	その他	×	その他	1	
10 固定式刺し網	8	70	その他	その他	×	その他	×	6	×	その他	64	①

(注) △: 目的採捕禁止

×: 採捕所持禁止

採捕禁止魚種: ①ズワイガニ

大中小型まき網の()は灯船71隻(探索船8隻を含む)、運搬船71隻の合計隻数で内数、以西底びき網の()は、トロール漁船5隻、運搬船2隻で内数

生する状況となっております。

このような中で、1999年12月に開催された第2回日韓漁業共同委員会で意見の一致をみ、2000年から開始された日韓民間漁業者団体間協議(日本側:大日本水産会、韓国側:韓国水産会)において、日本海の暫定水域内の一部においてズワイガニ漁場の交代利用(11月1日から12月31日までは日本漁船のみ利用、1月1日から3月20日までは韓国漁船のみ利用)について合意(2001年10月)しました。しかしながら、韓国漁船はこの合意を一度も守らず、昨年11月も当該水域において、日本漁船が利用する期間であるにも

かかわらず、多数の韓国漁船の漁具が設置される問題が発生しました。これを受け、政府間及び民間協議の場において再三に渡る漁具の撤去を申し入れた結果、昨年12月12日に全ての漁具が撤去されました。

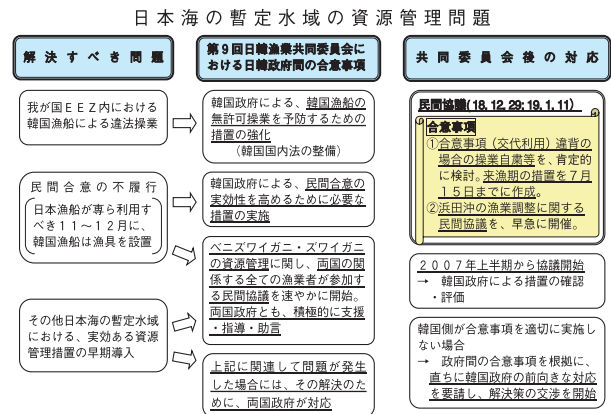
このような状況を踏まえ、昨年12月23日に開催された第9回日韓漁業共同委員会では、①韓国政府による、我が国EEZでの韓国漁船の無許可操業を予防するための措置の強化、②韓国政府による民間合意の実効性を高めるために必要な措置の実施、③ベニズワイガニ・ズワイガニの資源管理に関し、両国の関係する全ての漁業者が参加する民間協

議を速やかに開始し、両国政府とも積極的に支援・指導・助言、④①から③に関連して問題が発生した場合には、その解決のために、両国政府が対応等につき意見の一致をみました。

これを受けて、早速、昨年12月29日から両国政府の積極的な関与の下、日韓民間漁業者団体間協議が開始され、特に緊急を要する事項の一つとしてズワイガニ漁場の交代利用水域における韓国漁船の民間合意不履行問題に対する対応について話し合われました。その結果、来漁期の対応として、合意事項に反する行為が行われた場合に操業自粛を行うこと等を内容とする補完対策を盛りこむことを韓国側が肯定的に検討し、両国民間団体間で来漁期の措置を本年7月15日までに作成するよう努めること

となりました。

また、緊急を要する事項の二つめとして、日本側の沖合底びき網、ベニズワイガニ漁業の関係者がこれまで強く希望していた浜田沖の漁業調整に関する民間協議が両国政府関与の下で早急に開催されることとなりました。



第8回日中漁業共同委員会の結果について (両国漁獲枠の決定及び暫定措置水域の資源管理の推進)

資源管理部国際課中国班

1. 日中漁業共同委員会等の開催

2007年の日中双方の相手国における操業条件等を決定する日中漁業共同委員会を開催するため、昨年11月からその準備会合(日本側代表:山下潤資源管理部長、中国側代表:陳毅徳中国農業部漁業副局長)が2回開催され、鋭意協議が行われてきました。

この結果を踏まえ、1月19日(金)、水産庁の中央会議室で第8回日中漁業共同委員会(日本側政府委員:中前明水産庁次長、佐渡島志郎外務省審

議官、中国側政府委員:李健華農業部漁業局長、薛剣中国大使館書記官)が開催され、準備会合で合意した操業条件の内容等を両国政府に勧告し、2007年の日中双方の水域における操業条件等が決定されました。

2. 決定された内容

次に今回決定された日中双方の操業条件等について説明します。

(1) 両国の相互入漁

両国の排他的経済水域における操業条件は、表1及び表2のように決定されました。日本漁船の中国水域での操業条件は昨年と同様です。一方、日本水域における中国漁船の操業条件では、底びき網漁船が66隻削減されました。このことから、中国漁船の許可隻数と日本漁船の許可隻数は等隻となりました。また、中国底びき網漁船の操業期間については、我が国の以西底引き網漁業が行っている資源回



第8回日中漁業共同委員会(2007.1.19 於:水産庁会議室)

復計画に合わせ、1ヶ月間短縮することとなりました。

(2) 日中暫定措置水域における資源管理措置

暫定措置水域については、これまでの許可船名簿の交換に加え、漁業種類毎の主な操業条件や、許可船名簿に変更があった場合の通報を行うことで一致したほか、中国まき網漁船の夏季休漁の検討等、資源管理措置をより強化することで意見の一致を見えています。

(3) 中間水域の資源管理措置

中間水域の資源管理措置に必要な資料を両国が相互に報告するため、引き続き関連する準備と交流を行うとともに、検討・協議を継続することで合意されています。

(4) その他

東シナ海の資源の適切な管理に向けて、両国の連携・協力を強化するため、両国の取締実務者による協議を早期に開催するとともに、大型クラゲに関する研究等についての両国の協力の成果を確認し、引き続き協力を推進することとなりました。

さらに、公海流し網、漂着漁具、操業トラブルに係る問題や、クジラ、マグロ等の国際問題に対する二国間の協力について意見交換が行われ、それぞれの問題解決のために引き続き協力等を行うことが確認されました。

表1. 中国の排他的経済水域における日本漁船の操業条件 (前年同)

	許可隻数	漁獲割当量	操業期間	制限条件
まき網	181隻 (181隻)	10,739トン (10,739トン)	1/1~2/28 1/9~12/31	・かつお、さわら、ふぐ類、いか類を目的とした操業の禁止 ・灯船の光力制限・網目規制
底びき網	42隻 (42隻)	780トン (780トン)	周年 (夏期休漁期間を除く)	
延縄、曳き網、釣り	347隻 (347隻)	878トン (878トン)	周年	
合計	570隻 (570隻)	12,397トン (12,397トン)		

※()は2006年漁期

表2. 日本の排他的経済水域における中国漁船の操業条件

	許可隻数	同時最高操業隻数	漁獲割当量	操業期間	制限条件
底びき網	512隻 (578隻)	30隻 (39隻)	8,256トン (8,256トン)	1/1~5/15 9/16~12/31 1/1~6/16 9/16~12/31	・網目規制 ・附属船使用禁止
いか釣り	漁労船5隻 (5隻) 附属船3隻 (3隻)	-	4,141トン (4,141トン)	10/1~12/31	・光力制限 ・水中集魚灯使用禁止 ・シーアンカーの設置 ・流し網の搭載禁止
合計	570隻 (636隻)		12,397トン (12,397トン)		

※()は2006年漁期

回遊魚

心のおもむくままに

博多、神戸を通じて単身赴任生活が2年近くになる。

一人の長い時間を無意味にはしたくないので、いつの頃からか休日には旅に出かけることにした。

前の夜、行き先と大まかな行き方を調べるだけで、午前5時にはいつものタオル、水彩絵の具、海水パンツなど7つ道具の入ったリュックを背負って家を出る。

目的地にはあまりこだわらないが、温泉が湧き出ているような土地は比較的のんびりしたところが多いので、とりわけ温泉好きというより、ゆったりとした雰囲気の中に身を置きたいがために山あいの温泉地に足を運ぶことが多い。

ここで7つ道具のひとつタオルの出番である。

源義経が幼少年期を過ごしたという鞍馬山のようなところは、観光地であっても早朝であれば寺の境内には人影はなく、沢のせせらぎがわずかに聞こえるだけの深い静寂さと、神秘的な森の空気を存分に味わうことができる。

気分爽快とともに底知れぬエネルギーが水彩絵の具をやおら取り出させ、筆を動かしてくれたものだ。

帰りの時間は気分次第であるが、おおよそ観光客が動きだす10時頃までに散策し、昼過ぎにはさっさと帰途に就くことが多い。

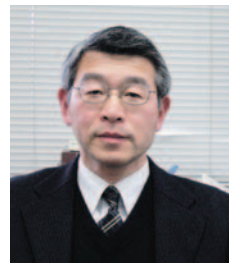
帰りのバスが数時間待ちという不便さも苦にならず。

博多や神戸を拠点に各地を歩いてみると、商店街、温泉街などすっかり元気をなくしたところが目につく一方、今はやりの「地元学」なるものの実践とまではいかななくても、よそ者を丁寧に迎えようとする心意気が地域全体にあり、次回は家族で訪れてみたいと思うところが殊のほか多いのに気づく。

「住み続けたい街は何度も訪れたい街」とか「愛する街は愛される街」という表現を何かの本で見たことがあるが、きっと住みやすいに違いない。

やはり、人は人の温かいぬくもりを求めてさすらう生き物と実感したものだ。

計画性のない気ままな一人旅は心のおもむくままに・・・。行き方を間違えてもそれはまた新しい発見と出会い、楽しさも倍増したものだ。が、方向音痴の私も旅慣れしてきたのか心の琴線にふれる機会が少なくなり、一抹の寂しさを覚えるこの頃である。



水産庁瀬戸内海漁業調整事務所長
堤 眞 治

プレスリリース 1月分

発表年月日	発表事項名	担当課
19.01.10	「第4回漁業共済検討ワーキンググループ」の開催について	漁業保険管理官
19.01.12	第2回漁船設備基準検討作業部会の開催について	企画課
19.01.12	第2回 中長期的な展望に立った海岸保全検討会の開催について	防災漁村課
19.01.15	日中漁業共同委員会準備会合の開催について	国際課
19.01.16	まぐろ研究所（バーチャル研究組織）の設立について	研究指導課
19.01.17	水産政策審議会第27回施策部会の開催について	企画課
19.01.17	第2回漁船設備基準検討作業部会の結果について	企画課
19.01.17	平成18年の水産庁による外国漁船取締実績について	管理課
19.01.18	第8回日中漁業共同委員会の開催について	国際課
19.01.19	第3回「漁船保険検討ワーキンググループ」の概要について	漁業保険管理官
19.01.19	第8回日中漁業共同委員会の結果について	国際課
19.01.23	国際漁業再編対策に基づく日本海べにすわい漁業の国際減船の実施について	沿岸沖合課
19.01.23	国際フィッシングショー2007への参加について	沿岸沖合課
19.01.25	大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）中間会合の開催について	国際課
19.01.26	水産政策審議会第29回資源管理分科会及び第2回一斉更新小委員会の開催について	漁政課
19.01.26	水産政策審議会第27回施策部会の結果について	企画課
19.01.26	IWC（国際捕鯨委員会）正常化会合の開催について	遠洋課
19.01.29	マグロ類地域漁業管理機関（RFMOs）合同会合の結果について	国際課
19.01.30	水産庁漁業調査船開洋丸による小型浮魚類資源調査及びサンマ冬季分布調査の実施について	漁場資源課
19.01.31	水産物の市況について（平成19年1月及び2月）	加工流通課
19.01.31	大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）中間会合の結果について	国際課

※詳細は水産庁ホームページを御参照下さい。

【訂正】 Vol.21 通巻438号P3
 (誤) 表2 漁船漁場構造改革総合対策事業
 ↓
 (正) 表2 漁船漁業構造改革総合対策事業

水産庁広報誌 漁政の窓

編集・発行 水産庁漁政部漁政課広報班
 〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 合同庁舎1号館8階
 代表 03-3502-8111 (内線7028)
 URL <http://www.jfa.maff.go.jp/>

ご意見・ご質問はこちらへ

URL <http://www.maff.go.jp/toiawase/index.html>